

名古屋市公報	令和 4年 9月22日 第170号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長務局行政部法制課長 発行人	

目次	ページ
告 示 ○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時届出区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第541号) 3 ○ 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第542号) 4 ○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第543号) 5 ○ 名古屋都市計画事業筒井土地区画整理審議会委員選挙の当選人について (住都・大曾根北・筒井都市整備事務所) (第544号) 6 ○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時届出区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第545号) 7 ○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第546号) 8 ○ 換地処分通知に係る公示送達 (住都・市街地整備課) (第547号) 9	
選挙管理委員会告示 ○ 名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙期日について (第11号) 12 ○ 名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任について (第12号) 13 ○ 名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙長の事務を処理する場所について (第13号) 14 ○ 名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における開票事務と選挙会事務とを併せて行うことについて (第14号) 15 ○ 名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙会を開催する日時及び場所について (第15号) 16 ○ 名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙公報掲載文の掲載順序決定のくじを行う日時及び場所について (第16号) 17 ○ 名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額について (第17号) 18 ○ 各種直接請求等に必要な数について (第18号) 19	
交通局告示	

○ なごや観光ルートバス　メーグル　1DAYチケットの発行 及びなごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について	(第10号)	21
○ なごや観光ルートバス　メーグル　デジタル1DAYチケット の販売について	(第11号)	24

公	告
---	---

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	26
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	31
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	33

雑	報
---	---

○ 職員の懲戒処分	(上下水・総務課)	34
-----------	-----------	----

名古屋市告示第 541号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年 9月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 形質変更時要届出区域に指定する土地

名古屋市港区大江町12番 4及び12番12の一部、本星崎町字北3836番 6及び3999番 2並びに本星崎町字南3998番 1、3998番 8、3998番 9の一部、3998番15及び4134番

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 542号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

令和 4年 9月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市天白区塩釜口一丁目 504番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

ふっ素及びその化合物

3 講ずべき汚染の除去等の措置

地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 543号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年 9月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市緑区鳴海町字杜若42番 1の一部、42番 2の一部、42番 4の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 544 号

名古屋都市計画事業筒井土地区画整理審議会委員選挙の当選人について

令和 4 年 9 月 11 日執行の名古屋都市計画事業筒井土地区画整理審議会委員の選挙の当選人を土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 35 条第 4 項の規定により、次のとおり定めました。

令和 4 年 9 月 12 日

名古屋市長 河 村 たかし

宅地の所有者のうちから選挙される委員の当選人

氏 名	住 所
堀 敬壽	名古屋市東区筒井二丁目 2 番 4 号
須田 太郎	名古屋市東区筒井三丁目 1 番 3 号
佐久間 清吉	名古屋市東区筒井二丁目 3 番 6 号
橋本 登志代	名古屋市東区筒井二丁目 12 番 46 号
坂本 稀代視	名古屋市東区筒井二丁目 4 番 35 号
名古屋貸物設備(株)	名古屋市東区筒井三丁目 22 番 32 号
大橋 規久子	刈谷市板倉町 1 丁目 15 番地 12
宮永 昌和	名古屋市東区筒井二丁目 12 番 39 号

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 545号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年 9月13日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 形質変更時要届出区域に指定する土地
名古屋市港区本星崎町字南4136番
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物
ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 546号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年 9月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市熱田区旗屋一丁目 505番の全部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 547号

換地処分通知に係る公示送達

次の表の左欄に記載する者に対する同表右欄の土地に係る名古屋都市計画事業下志段味特定土地区画整理事業施行者名古屋市下志段味特定土地区画整理組合が発した土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 1項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第 133条第 1項及び同条第 2項において準用する同法第77条第 5項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容が名古屋市守山区大字下志段味字西新外 670番地所在の組合事務所、名古屋市守山区小幡一丁目 3番 1号所在の守山区役所及び名古屋市守山区大字下志段味字横堤1390番地の 1所在の守山区役所志段味支所の掲示板に掲示されています。

令和 4年 9月16日

名古屋市長 河 村 た か し

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏 名	住 所	
株式会社日本道路標識 (旧三幸株式会社)	愛知県小牧市大字岩崎 1242番地の 7	名古屋市守山区大字下志段味 字新林2132番 1 名古屋市守山区大字下志段味 字穴ヶ洞2271番 117
有限会社壽ゞや不動産	名古屋市北区山田町 1 丁目30番地	名古屋市守山区大字下志段味 字唐曾1157番 1 名古屋市守山区大字下志段味 字唐曾1157番 6

(被相続人) 加藤 隆二 (相続人) 大西 俊幸	名古屋市港区中之島通 2丁目 8番地	名古屋市守山区大字下志段味 字東新田1373番 2 名古屋市守山区大字下志段味 字焼田 478番 3 名古屋市守山区大字下志段味 字上野山1086番 3 名古屋市守山区大字下志段味 字上野山1086番 4 名古屋市守山区大字下志段味 字唐曾1156番 3 名古屋市守山区大字下志段味 字濁池1688番 2 名古屋市守山区大字下志段味 字風越1918番 2 名古屋市守山区大字下志段味 字吉田2219番 9
(被相続人) 野田 三郎 (相続人) 加藤 利喜	愛知県春日井市六軒屋 町 5丁目12番地 3	名古屋市守山区大字下志段味 字石米1202番 2
(被相続人) 伊藤 陽子 (相続人) 伊藤 彰教	名古屋市守山区大字下 志段味字穴ヶ洞2266番 地の 240	名古屋市守山区大字下志段味 字釵当先1017番 名古屋市守山区大字下志段味 字穴ヶ洞2266番 242 名古屋市守山区大字下志段味 字釵当先1018番 1 名古屋市守山区大字下志段味 字穴ヶ洞2266番85

		名古屋市守山区大字下志段味 字穴ヶ洞2271番 269
(被相続人) 伊藤 兼次 (相続人) 伊藤 彰教	名古屋市守山区大字下 志段味字穴ヶ洞2266番 地の 240	名古屋市守山区大字下志段味 字風越1918番 2 名古屋市守山区大字下志段味 字吉田2219番 9
志段味村農業会 (旧保証責任志段味 信用販売購買組合)	名古屋市守山区大字中 志段味2035番地	名古屋市守山区大字下志段味 字島ノ口1833番
鈴木 末治郎	名古屋市中区日出町 128番戸	名古屋市守山区大字下志段味 字前田 498番 2
株式会社亀井建設	名古屋市守山区大字中 志段味字西原2781番地 の 9	名古屋市守山区大字下志段味 字石米1192番 3
(被相続人) 服部 良和 (相続人) 澤田 美和子	名古屋市東区葵一丁目 11番 6号 (ライオンズ タワー葵1003号)	名古屋市守山区大字下志段味 字風越2081番34
(被相続人) 服部 良和 (相続人) 服部 節子	名古屋市千種区内山三 丁目13番12号	名古屋市守山区大字下志段味 字風越2081番34
澤田 美和子	名古屋市東区葵一丁目 11番 6号 (ライオンズ タワー葵1003号)	名古屋市守山区大字下志段味 字風越2081番34
服部 節子	名古屋市千種区内山三 丁目13番12号	名古屋市守山区大字下志段味 字風越2081番34

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市選挙管理委員会告示第11号

名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙期日について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項の規定に基づき、名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙を次のとおり行う。

令和4年9月16日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西 尾 たか子

1 選挙期日

令和4年9月25日

2 選挙を行う選挙区

南区選挙区

3 選挙すべき議員の数

1人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第12号

名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長
職務代理者の選任について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定に基づき、令和4年9月25日執行の名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙の選挙長及び選挙長職務代理者を次のとおり選任した。

令和4年9月16日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西 尾 たか子

1 選挙長

氏 名 山下 昌彦
住 所 名古屋市南区

2 選挙長職務代理者

氏 名 山田 忠志
住 所 名古屋市南区

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第13号

名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙長の事務を処理する場所について

令和4年9月25日執行の名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙長の事務を処理する場所を次のとおり定めた。

令和4年9月16日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西 尾 たか子

選挙長の事務を処理する場所

名古屋市南区前浜通3丁目10番地 名古屋市南区役所

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第14号

名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における開票事務と選挙会
事務とを併せて行うことについて

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定に基づき、令和4
年9月25日執行の名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における開票事務は、
選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和4年9月16日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西 尾 たか子

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第15号

名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙会を開催する
日時及び場所について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定に基づき、令和4年9月25日執行の名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙会を開催する日時及び場所を次のとおり定めた。

令和4年9月16日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西 尾 たか子

1 選挙会を開催する日時

令和4年9月25日 午後9時15分

2 選挙会を開催する場所

名古屋市南区前浜通3丁目10番地 名古屋市南区役所 講堂

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第16号

名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙公報掲載文の
掲載順序決定のくじを行う日時及び場所について

名古屋市議会議員選挙公報発行規程（昭和58年名古屋市選挙管理委員会規程第2号）第7条の規定により、令和4年9月25日執行の名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり指定した。

令和4年9月16日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西 尾 たか子

1 くじを行う日時

令和4年9月16日 午後5時30分

2 くじを行う場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所東庁舎5階 選挙管理委員会室

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第17号

名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定に基づき、令和4年9月25日執行の名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額は、候補者1人につき次のとおりである。

令和4年9月16日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西 尾 たか子

制限額 7,842,000円

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第18号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和4年9月16日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西 尾 たか子

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,825 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

336,403 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第 1 項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	43,711 人	熱 田 区	18,339 人
東 区	22,513 人	中 川 区	60,093 人
北 区	45,438 人	港 区	38,441 人
西 区	41,197 人	南 区	37,065 人
中 村 区	37,971 人	守 山 区	47,617 人
中 区	25,365 人	緑 区	66,949 人
昭 和 区	28,753 人	名 東 区	43,474 人
瑞 穂 区	29,849 人	天 白 区	43,638 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び同法第 5 条第15項に規定する数

315,204 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市交通局告示第10号

なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットの発行及び なごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について

乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケット（以下「1DAYチケット」という。）を次のように発行します。なお、なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットの発行及びなごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について（令和4年名古屋市交通局告示第8号。以下「旧告示」という。）は、令和4年9月14日限り廃止します。

令和4年9月14日

名古屋市交通局長 小林 史郎

1 料金

- (1) 大人 500円
- (2) 小児 250円

2 有効期間

令和4年9月15日から令和5年3月31日まで（なごや観光ルートバスの運行日に限ります。）

3 発行場所

なごや観光ルートバス車内とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発行することがあります。

4 使用条件

1DAYチケットは、1枚で1人が有効期間内の使用日1日に限り、なごや観光ルートバス及び都心ループバスに限って使用することができ、その使用回数を制限しません。

5 発行期間

令和4年9月15日から令和5年3月31日まで

6 料金の払戻し

1DAYチケットの払戻しは行いません。

7 不正使用

1DAYチケットの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、バス全線一日乗車券の例によります。

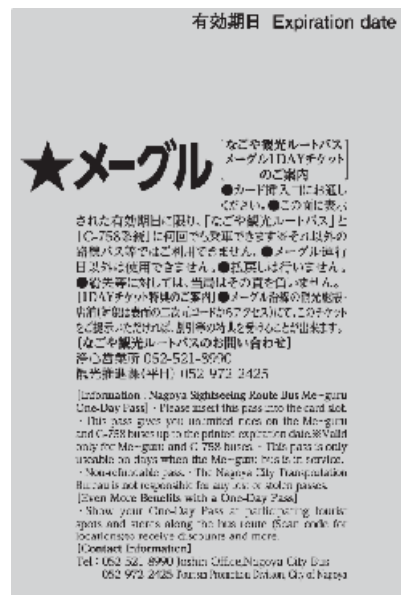
8 様式

(1) 大人券

(表)



(裏)

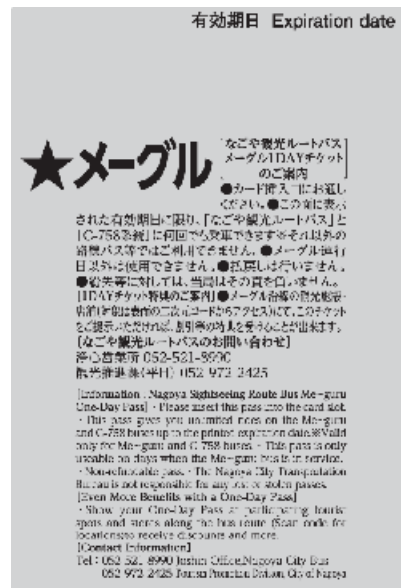


(2) 小児券

(表)



(裏)



9 乗車券の種類

前各項に定める乗車券のほか、なごや観光ルートバスに乗車できる乗合自動車の乗車券は、次表のとおりとします。

区 分	乗車できる乗合自動車の乗車券
普 通 券	普通券
カード乗車券	I Cカード乗車券
特別の乗車券	共通一日乗車券、ドニチエコきっぷ及び一日乗車券
割引乗車券	割引券
無 料 乗 車 券	福祉特別乗車券、敬老パス及び中学3年生応援きっぷ
デ ジ タ ル チ ケ ッ ト	メーグル デジタル1DAYチケット

なお、定期券及び家族割引普通券では、なごや観光ルートバスに乗車することはできません。

10 その他

旧告示により発行又は発行したものとみなした乗車券は、この告示により発行された1DAYチケットとみなします。

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

名古屋市交通局告示第11号

なごや観光ルートバス メーグル デジタル1DAYチケットの 販売について

乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、なごや観光ルートバス メーグル デジタル1DAYチケット（以下「デジタルチケット」という。）を次のように販売します。

令和4年9月14日

名古屋市交通局長 小林 史郎

1 料金

- (1) 大人 500円
- (2) 小児 250円

2 有効期間

令和4年9月15日から令和5年2月15日まで（なごや観光ルートバスの運行日に限ります。）

3 販売方法

MaaS（マルチモーダルモビリティサービス）スマートフォン用アプリ「my route」で販売します。

4 利用方法

乗車時にスマートフォン画面にデジタルチケットを表示して、乗務員に提示します。

5 使用条件

デジタルチケットは、画面に表示された人数が有効期間内の使用日1日に限り、なごや観光ルートバス及び都心ループバスに限って使用することができ、その使用回数を制限しません。

6 販売期間

令和4年9月15日から令和5年2月15日まで

7 料金の払戻し

デジタルチケットの払戻しは行いません。

8 不正使用

デジタルチケットの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、バス全線一日乗車券の例によります。

9 様式（画面イメージ）



名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年9月16日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン名西

名古屋市西区香呑町6丁目49番1 ほか2筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	(有)セレクトイオン	代表取締役 大野 修	大阪府大阪市中央区南本町3丁目4番6号	—	—	—	令和3年8月31日
2	マツオインターナショナル(株)	代表取締役 松尾 憲久	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目20番10号	—	—	—	令和4年1月31日
3	(株)ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山717番地1	—	—	—	令和3年9月30日
4	(株)オリビア	代表取締役 佐藤 幸人	名古屋市西区城西二丁目2番16号	—	—	—	令和4年8月31日

5	(株)ソリッド	代表取締役 平野 一貴	広島市安佐 南区高取南 三丁目19番 10号	—	—	—	令和 4年 8月 31日
6	(株)コックス	代表取締役 三宅 英木	東京都中央 区日本橋浜 町一丁目 2 番地 1	—	—	—	令和 4年 8月 31日
7	(株)Y. R. N I N O	代表取締役 竹尾 佳智	三重県桑名 市大字赤尾 160番地16	—	—	—	令和 4年 8月 31日
8	—	—	—	(株)あかのれ ん	代表取締役 伊藤 亨司	名古屋市南 区内田橋一 丁目 3番19 号	令和 4年 4月 20日
9	—	—	—	(株)キング	代表取締役 長島 希吉	京都市下京 区東塩小路 高倉町 2番 1	令和 4年 5月 26日
10	—	—	—	(株)ジュー	代表取締役 柚木 治	東京都港区 赤坂九丁目 7番 1号	令和 4年 4月 15日
11	—	—	—	(株)トーアフ オート	代表取締役 岡村 つね 子	名古屋市西 区鳥見町 2 丁目 123番 地	平成 27年 6月 1日
12	—	—	—	(株)日本一	代表取締役 染谷 幸雄	千葉県野田 市目吹1965 番地	令和 元年 9月 1日
13	—	—	—	(有)SHUN KANダイ ニングサー ビス	代表取締役 村瀬 克久	名古屋市中 村区名駅三 丁目18番 5 号	令和 元年 9月 1日
14	—	—	—	(株)h a n d s t o h a n d s	代表取締役 村山 祐作	名古屋市中 区栄一丁目 7番20号	令和 3年 10月 18日
15	—	—	—	(株)柿安本店	代表取締役 赤塚 保正	三重県桑名 市吉之丸 8 番地	令和 3年 9月 1日
16	—	—	—	(株)シャトレ ーゼ	代表取締役 古屋 勇治	山梨県甲府 市下曾根町 3440番地 1	平成 29年 8月 30日

17	—	—	—	フジパンス トアー(株)	代表取締役 高山 昭一	名古屋市瑞 穂区松園町 1丁目50番 地	令和 2年 8月 17日
18	—	—	—	(株)K P	代表取締役 森 裕次郎	名古屋市中 区千代田三 丁目14番19 号	令和 2年 6月 17日
19	—	—	—	(株)鼎勝商事	代表取締役 セキ リョ ウギョウ	愛知県知多 郡東浦町大 字緒川字旭 19番地16	令和 2年 4月 30日
20	—	—	—	(株)トーシン ホールディ ングス	代表取締役 石田 信文	名古屋市中 区栄三丁目 4番21号	平成 29年 4月 27日
21	—	—	—	(株)コスモネ ット	代表取締役 三上 明	京都市中京 区烏丸通四 条上る笋町 689番地	令和 3年 9月 1日
22	マックスバ リュ東海(株)	代表取締役 神尾 啓治	浜松市東区 篠ヶ瀬町 1295番地 1	変更なし	代表取締役 作道 政昭	変更なし	令和 4年 5月 24日
23	イオンバイ ク(株)	代表取締役 渡邊 浩昌	千葉市美浜 区中瀬一丁 目 4番地	変更なし	代表取締役 松尾 和英	変更なし	令和 2年 9月 1日
24	藤久(株)	代表取締役 後藤 薫徳	名古屋市名 東区高社一 丁目 210番 地	変更なし	代表取締役 中松 健一	変更なし	令和 元年 9月 1日
25	(株)西松屋チ ェーン	代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路 市飾東町庄 266番 1号	変更なし	代表取締役 大村 浩一	変更なし	令和 元年 10月 30日
26	(株)ハニーズ ホールディ ングス	代表取締役 江尻 義久	福島県いわ き市鹿島町 走熊字七本 松27番地の 1	変更なし	代表取締役 江尻 英介	変更なし	令和 元年 9月 1日
27	(有)ワンラブ	代表取締役 小林 励	名古屋市中 区錦三丁目 10番29号	変更なし	変更なし	名古屋市東 区徳川町 1402番地	令和 元年 9月 1日

28	(株)未来屋書店	代表取締役 松田 裕史	千葉県美浜区中瀬一丁目 6 番地	変更なし	変更なし	千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番 1	令和 元年 9月 1日
----	----------	----------------	------------------	------	------	-------------------	----------------------

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo. 7までの小売業者については、退店のため
- (2) No. 8からNo.21までの小売業者については、入店のため
- (3) No.22からNo.26までの小売業者については、代表者変更のため
- (4) No.27及びNo.28の小売業者については、住所変更のため

5 届出の日

令和 4年 9月 1日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 9月16日から令和 5年 1月16日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 1月16日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年9月16日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパージャンボ中川店

名古屋市中川区昭和橋通 5丁目50番 ほか17筆

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	日本貨物鉄道(株)	代表取締役 眞貝 康一	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号	変更なし	代表取締役 犬飼 新	変更なし	令和4年6月24日
2	(株)ジェイアール貨物・東海ロジスティクス	代表取締役 伊東 俊三	名古屋市中村区椿町21番 2号	変更なし	代表取締役 瀧尾 正史	変更なし	令和4年6月22日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 4年 9月 6日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 9月16日から令和 5年 1月16日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 1月16日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 4年 9月16日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和 4年 9月20日（火）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第58号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第59号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第60号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について

第61号議案 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について

第62号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第63号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について

第64号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第65号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

名古屋市農業委員会事務局農政課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を令和 4年 9月13日懲戒処分に付した。

令和 4年 9月13日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
上下水道局係長級	減給10分の 1 4日	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び第 3号
上下水道局技師	減給10分の 1 4日	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び第 3号
上下水道局技師	戒告	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び第 3号
上下水道局技師	戒告	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び第 3号
上下水道局技師	戒告	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び第 3号
上下水道局技師	戒告	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び第 3号
上下水道局技師	戒告	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び第 3号
上下水道局技師	戒告	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び第 3号

上下水道局技師	戒告	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び第 3号
上下水道局技師	戒告	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び第 3号
上下水道局技師	戒告	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び第 3号